

山形6次産業化プランナー派遣事業実施要領

1 趣旨

6次産業化を推進するため「山形6次産業化サポートセンター」を設置している「公益財団法人やまがた農業支援センター」（以下「センター」という。）が、県産農林水産物を活用した6次産業化に取り組む農林漁業者等が抱える課題について、専門的な立場から適切な診断・助言を行い、解決策を支援するため専門家「山形6次産業化プランナー」（以下「プランナー」という。）を派遣する事業の実施については、6次産業化サポート事業実施要領（平成30年3月29日付け29食産第5447号農林水産省食料産業局長通知）別記2 6次産業化都道府県サポート事業に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

2 事業内容

センターは、県産農林水産物を活用した6次産業化に向けて取り組んでいる農林漁業者等からの要請に応じ、専門的な知識や経験を有するプランナーを派遣し、活動を支援する。

（1）派遣対象

県産農林水産物を活用し、6次産業化に取り組む県内の農林漁業者等とする。

（2）プランナーの選定

- ① センターは、別に定める「山形6次産業化プランナー募集要領」に基づいて「山形6次産業化プランナー申請書」（別紙様式第1号）の提出があったときは、その内容を「山形6次産業化プランナー検討委員会」（以下「検討委員会」という。）に付して審査し、適正と認めるときは、プランナーとして選定する。
- ② 選定されたプランナーは、登録承諾書（別紙様式第2号）、秘密保持に関する誓約書（別紙様式第3号）及び山形6次産業化プランナー情報届出書（別紙様式第4号）をセンターに提出するものとする。
- ③ センターは、②の提出があったときは、プランナーに対し登録証（別紙様式第5号）を交付する。
- ④ センターは、（5）のプランナーの評価内容を検討委員会に付して審査し、適正と認めるときは、登録を更新することができるものとする。

（3）プランナーの業務内容

プランナーは、センターからの依頼に基づいて、次の業務を行うとともに、支援活動を行うにあたっては、農林漁業者等との合意形成をはかり、事業内容の診断により事業化に向けての助言、提案等を適切に行うものとする。

① 6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営の発展段階に即した課題の解決に向けた個別相談

② 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項に基づく総合化事業計画の認定に向けたサポートや当該認定後のフォローアップ

（4）満足度調査の実施

センターは、プランナーの評価を行うため、プランナーの派遣の都度、派遣先に対し、担当したプランナーの改善提案、取組姿勢等について、山形6次産業化プランナー満足度調査（別紙様式第6号）を行うものとする。

（5）プランナーの評価

センターは、プランナーの選定に活用するため、プランナーが作成した相談カルテの内容及びその派遣に係る（4）の調査結果に基づき当該プランナーの評価（別紙様式第7号）を行うものとする。

3 プランナー派遣の申込み

派遣を希望する農林漁業者等は、山形6次産業化プランナー派遣申込書（別紙様式第8号）を作成し、センターに提出するものとする。

4 プランナー派遣の決定

センターは、次の基準により適当であると認められる場合、プランナーを派遣するものとし、派遣するプランナー、派遣回数及び派遣時間等は、必要性及び効果を踏まえ決定する。

（1）活動目的

県産農林水産物を活用した6次産業化に向けての活動を目的としていること。

（2）活動の継続性

派遣終了後も活動を継続することが見込まれること。

（3）効果

プランナーの診断・助言等を活用しながら、主体的に検討や取組を進めるものであること。

5 プランナーの派遣に関する事項

（1）経費の負担

センターは、5の（5）の業務報告書の内容が適切と認められる場合、プランナーに対して予算の範囲以内で謝金と旅費を支払うものとし、その額は次の通りとする。

① 謝金 実働時間1時間当たり7,000円

② 旅費 公益財団法人やまがた農業支援センター就業規則第40条に規定する旅費に準ずる。

(2) 派遣時間

センターが経費を負担するのは、原則として、1回の派遣につき6時間を上限とする。

(3) 一農林漁業者等が一年度あたりに受けられるプランナーの派遣上限は、原則10回までとする。

ただし、農林漁業者等の依頼に基づき支援計画を策定し、検討委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

(4) 守秘義務

プランナーは、本事業の実施により知り得た情報等を外部に漏らし、又は自己利益のために利用してはならない。

(5) プランナーによる業務報告書の作成

プランナーは、センターの依頼を受けて支援する農林漁業者等について、派遣の都度、派遣先から受けた相談の内容とこれに対して提案した改善策や診断・助言等のアドバイスの内容等について山形6次産業化プランナー業務報告書(別紙様式第9号)を作成し、センターに提出するものとする。

(6) プランナーによる相談カルテの作成

プランナーは、派遣終了後、相談カルテ(別紙様式第10号)を作成し、(5)の業務報告書のほか、その農林漁業及び関連事業の取組内容や収支状況、6次産業化に向けた取組についての現状、計画及び課題、それに対する支援内容を記録した相談カルテの情報を適宜更新し、速やかにセンターに提出するものとする。

6 派遣を受ける農林漁業者等の役割

(1) プランナーとの事前調整

派遣を希望する農林漁業者等が派遣決定の通知を受けた場合は、日程の詳細、希望する支援内容、使用する資料等、必要な事項について、プランナーと事前調整を行うとともに、その調整結果を速やかにセンターに報告するものとする。

(2) 準備

派遣を受ける農林漁業者等は、プランナーによる診断、助言、提案等が効果的に行われるよう資料の収集、活動の進め方の事前検討等、必要な準備を行うものとする。

7 その他

この要領に定めのない事項については、センター理事長が別に定める。

附則

この要領は、平成２６年５月２６日から施行する。

附則

この要領は、平成２７年４月１５日から施行する。

附則

この要領は、平成２８年４月８日から施行する。

附則

この要領は、平成２９年４月５日から施行する。

附則

この要領は、平成３０年４月２日から施行する。

附則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。